

高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科規則

平成16年4月1日
規則第331号

最終改正 平成19年3月4日規則第92号

(趣旨)

第1条 高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、高知大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(理念)

第1条の2 研究科は、東南アジア諸国から東北アジア、日本に及ぶ広範な地域と海域(以下「黒潮圏」という。)に関連する「資源」・「環境・社会」・「健康医科学」を中心としたさまざまな専門分野を、総合的・学際的に研究・教育することを主たる目的とする。特に、黒潮圏諸国における自然環境と調和のとれた持続型社会の構築にかかわる基礎及び応用研究を行い、国内外に情報発信することを目的とする。

(自己評価)

第2条 研究科は、その教育研究水準の向上を図り、大学院学則第2条に定める目的を達成するため、研究科における教育研究活動等について自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行うものとする。

2 前項の自己評価を行うため、高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科自己評価委員会(以下「自己評価委員会」という。)を置く。

3 自己評価委員会については、別に定める。

(専攻及び講座)

第3条 研究科に、次に掲げる専攻及び講座を置く。

専 攻	講 座
黒潮圏海洋科学	流域圏資源科学、流域圏環境科学、海洋健康医科学

(教育研究上の目的)

第3条の2 研究科は、教育研究及び人材育成に関して、以下の目的を掲げる。

- (1) それぞれの分野に関する高度な専門知識をもつとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者や教育者の育成
- (2) 黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い国際的視野をもった新しいタイプの研究

者や教育者の育成

- (3) 黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い国際的な視野をもつとともに、地域の産業界や経済界で活躍できる人材の育成
- (4) 社会の各層で活躍中の社会人に対しては、魅力的な研究・教育内容によるブラッシュアップ教育の実施
- (5) 東北・東南アジアの黒潮圏諸国との良好な関係の維持発展のために、留学生を積極的に受け入れ、研究者や教育者として育成

(副研究科長)

第4条 研究科に副研究科長を置く。

- 2 副研究科長は、研究科長が指名する。

(指導教員)

第5条 学生の研究指導のため、指導教員を置く。

- 2 指導教員は、学生の研究指導を総括的に担当する主指導教員及び主指導教員とともに研究指導を行う副指導教員とし、学生1人について主指導教員は1人、副指導教員は2人以上とする。副指導教員のうち1人は主指導教員と異なる専門分野の教員とする。
- 3 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合は、研究指導を担当する資格を有する准教授をもって充てることができる。
- 4 研究科長は、研究科教授会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を定める。

(入学)

第6条 入学に関しては、大学院学則の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第7条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第8条 学生は、指導教員の指導の下に、14単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第9条 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に授業担当教員に届け出て承認を受けなければならない。

(他の研究科又は他の大学院の授業科目の履修)

第10条 学生は、指導教員が必要と認めるときは、他の研究科の授業科目を当該研究科長の許可を得て履修することができる。

2 学生は、研究科が特に必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、4単位を限度として、第8条に定める単位として認めることができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第11条 学生は、研究科が教育上有益と認めるときは、大学院学則第16条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において必要な研究指導を受けることができる。

(入学前の既修得単位)

第12条 学生が研究科に入学する前に大学院（科目等履修生として履修した単位を含む。）で修得した単位の認定を受けようとするときは、研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

(成績評価)

第13条 履修科目の成績は、優、良、可及び不可の評語をもって表し、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(単位の修得)

第14条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行う。

2 前項の規定にかかわらず、演習その他特定の授業科目については、平素の成績により単位の修得を認定することがある。

(試験)

第15条 試験は、筆記試験又は口頭試験とし、学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし、特別の事情のある場合は、学期の中途において行うことがある。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文の提出については、高知大学学位規則に定めるもののほか、研究科において別に定める。

(事務)

第17条 研究科に関する事務は、物部地区事務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科の運営に関し必要な事項は、研究科教授会の議に基づき、研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月4日規則第92号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

講 座	授 業 科 目	単位数
流域圏資源科学	海洋基礎生態系特論	2
	海洋生物多様性特論	2
	回遊生物学特論	2
	海洋浮遊生物学特論	2
	進化生態学特論	2
	底生生物学特論	2
	海洋生物資源管理学特論	2
	分子細胞生物学特論	2
	生物構造多様性特論	2
	細胞形態機能特論	2
	細胞微細形態学特論	2
	海洋圏環境生理学特論	2
	鯨類学特論	2
	海洋マイクロネクトン生態学特論	2
	黒潮資源生物学特論	2
流域圏環境科学	海洋環境保全学特論	2
	海洋環境分析化学特論	2
	海洋微生物利用学特論	2
	熱帯土壌生態学特論	2
	地域環境経済論特論	2
	局地気象学特論	2
	黒潮圏開発経済論特論	2
	地域農林経済論特論	2
	地殻形成進化学特論	2
	黒潮圏植生科学特論	2
	環境地理学特論	2
	近世日本地域社会史特論	2
	近世東アジア地域社会史特論	2
	地域食品市場論特論	2
海洋健康医科学	免疫学特論	2
	生物活性物質特論	2
	食品機能科学特論	2
	健康栄養科学特論	2
	分子細胞遺伝学特論	2
	腫瘍制御学特論	2
	嗅覚生理心理学特論	2
	脳・神経科学特論	2
	生活習慣病特論	2
沿岸環境精神医療特論	2	
共 通	黒潮圏総合科学特論	◎2
	特別講究	◎2
	黒潮圏セミナー	◎2
	特別実験	◎2
	特別セミナーⅠ、Ⅱ	◎各1
◎ は必修科目を示す（ただし、特別実験及び特別セミナーⅠ、Ⅱのうち、どちらかを選択）。		